

茅野市業務・公衆用無線Wi-Fi構築委託業務プロポーザル審査要領

1 目的

「令和6年度茅野市業務・公衆用無線Wi-Fi構築委託業務」を実施する事業者の選定を行うにあたり、その事業者の審査に関し必要事項を以下のとおり定める。

2 審査会の設置

優れた提案者を選定するため、「茅野市業務・公衆用無線Wi-Fi構築委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。なお、審査会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 審査会の構成

委員は次に掲げる者とし、会長は企画部長があたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、DX推進課長がその職務を代理する。

		職 名
1	会 長	企画部長
2	委 員	DX推進課長
3	委 員	CDO補佐官
4	委 員	DX推進課 自治体デジタル係長
5	委 員	DX推進課 自治体デジタル係員
6	委 員	DX推進課 自治体デジタル係員

4 審査方法

(1) 審査対象 提案書類

(2) 審査基準 下記「評価項目表」のとおり

(3) 採点方法 評価項目ごとにあらかじめ定めた配点から減点評価とする。

区分	項目		配点
企業点	実績	業務実績があり、本業務を実行する上で必要なノウハウを持っているか。	10
	実施体制	人員配置等、本業務を円滑に進められるような体制か。	10
技術点	提案内容	自治体が利用しているネットワーク状況を理解し、具体的かつ本事業の目的に有効なものであるか。	20
		利用状況等に応じた効率的・効果的な構成が可能であり、本事業により業務改善が見込める提案であるか	15
	実行力	実施スケジュール・実施方法は妥当であるか。	10
	リスク管理	セキュリティ対策と想定されるリスクの把握と、それに対する対応は適切か。	15
価格点	見積価格	構築費用は適正か	10
		運用・保守費用は適正か	10
総合点			100

5 提案者の特定

- (1) 各委員評価点の平均点を「審査会評価点」とする。
- (2) 審査会評価点が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適者として選定する。審査の結果、最も高い点数を獲得した者が同点で2人以上ある場合は、会長が最適者を特定する。